

○農林水産省告示第八十二号  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の二の項のタイ王国から発送されるナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成五年二月一日から施行し、昭和六十二年二月二十日農林水産省告示第八十七号（植物防疫法施行規則別表一の二の項のタイ王国から発送されるナンカンワン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）は、平成五年一月三十日限り廃止する。

平成五年一月二十七日

農林水産大臣 田名部匡省

- 一 植物及び地域  
ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実であつて、タイ王国のうち、タイ王国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。
- 二 輸送方法  
船舶貨物、航空貨物又は航空携行手荷物（旅客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。以下同じ。）として輸入されたものであること。
- 三 生産地における検査及び証明  
(一) タイ王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信じる旨

- (二) (一)の植物検査證明書には、次に掲げる事項が特記されていること。  
ア ミカソコミバエ又はウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。  
イ 四の消毒が行われたものであること。  
ロ (一)の植物検査證明書には、「(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。  
四 航空携行手荷物として輸入される場合には、(一)の植物検査證明書又はその写しがその生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所（支所及び出張所を含む。）へあらかじめ送付されており、かつ、当該證明書の内容の一部を記載した植物検査證明書がそのこん包の表面に貼付されているものであること。  
四 生産地における消毒  
(一) ナンカンワン種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十六・五度とし、その温度以上で十分間消毒すること又は生果実の中心温度を一定の上昇率で四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で二十分間消毒すること。  
(二) ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、生果実の中心温度を一定の上昇率で四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で二十分間消毒すること。  
五 こん包及びこん包場所  
(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。  
(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。  
(三) 各こん包には、タイ王国植物防疫機関による封印がなされていること。
- 六 航空携行手荷物の保管場所  
航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、当該生果実がタイ王国植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

七 表示  
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物検査が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。